

は じ め に

私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムによって、豊かで便利な生活を実現してきました。その一方で、廃棄物の不適正処理や環境への負荷など様々な問題も引き起こしました。

そのため、国において数次にわたる廃棄物処理法の改正、循環型社会形成推進基本法やリサイクルの推進に係る諸法の制定等が行われ、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から循環型社会への転換に向けた対応が図られました。

これらの法改正や取組の結果、千葉県においても、一般廃棄物の排出量の減少など、一定の成果が見られたところです。

平成 30 年 6 月には、国において第四次循環型社会形成推進基本計画が定められ、「持続可能な社会づくりとの統合的な取組」、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、「循環分野における基盤整備」などの将来像が描かれています。

また、県では、令和 3 年 3 月に第 10 次千葉県廃棄物処理計画（令和 3 年度～令和 7 年度）を策定したところです。

本書は、環境省による「一般廃棄物処理事業実態調査（令和元年度実績）」をもとに、本県の独自調査を加えて、県内市町村及び一部事務組合の一般廃棄物処理事業の概要を取りまとめたものです。

今回の調査では、ごみ排出量が年間 209 万トン（県民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量が 519g）となりました。第 10 次千葉県廃棄物処理計画では、ごみ排出量の目標値を年間 183 万トン以下と定めており、その目標達成に向けて、より一層、3R を推進する等の施策を展開してまいります。

各位におかれましては、本書を更なる排出抑制などの廃棄物処理施策検討の参考資料等として御活用いただければ幸いです。

最後に、本書の作成にあたり御協力をいただきました県内市町村及び一部事務組合の皆様をはじめ、関係者の方々に深く感謝申し上げます。

令和 3 年 8 月

千葉県環境生活部循環型社会推進課長